奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存及び活用に係る

情報提供依頼書

（RFI：Request For Information）

平成２８年８月

法務省矯正局

第１　概要

１　件名

奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存及び活用に関する情報提供依頼（ＲＦＩ）

２　趣旨・目的

明治期に築造された奈良少年刑務所の赤れんが建造物（以下「本建造物」という。）は，築１００年を超え，経年による老朽化が著しく，刑務所として利用し続けることは難しい状況にあります。その一方で，本建造物は，歴史的・文化的価値が高い近代建築であるとして，その保存に地域の方々をはじめ様々な方面から関心が高まっています。

そのような中，法務省では，本年度末までに同所における受刑者収容業務を停止し，本建造物の保存及び活用を図ることとしました。

ただし，今後，本建造物を保存するためには，相当程度の耐震改修を行う必要があると見込まれるところ，法務省では，ＰＦＩ手法を用い，民間事業者が自らの負担で耐震改修工事を行った上で，本建造物を活用した附帯事業からの収益を充てることにより，本建造物を保存する方策を検討しています。

そのため，今後，本建造物の保存及び活用を図るための事業スキームを検討するに当たって必要となる，本建造物を活用した事業の可能性，耐震改修の方法及び費用などについて調査を実施するものです。

３　情報提供の依頼内容

情報提供を依頼する内容の範囲は，次に掲げる事項の全部又は一部とします。

ア　本建造物を活用して実施することが可能と考えられる事業の内容（注）
イ　上記アの事業により得られる収益の見込み
ウ　上記アの事業を実施するため適当と考えられる事業期間
エ　適当と考えられる耐震改修方法
オ　耐震改修をするために必要と考えられる費用の見込み

（注）博物館，ホテル，賑わい施設など，事業の種類に制限はありませんが，本建造物の歴史的・文化的価値と，以下の前提条件を踏まえたものに限ります。

ア　明治期に建てられた建造物（正門，庁舎，舎房，拘置監　医務所，病監，廊下，倉庫，外塀等の赤れんが建造物，第１・２実習場及び第４・５実習場）を保存すること。
イ　舎房５棟のうち，少なくとも１棟は現状のまま保存すること。
ウ　外観及び中央通路，階段は現状のまま保存すること。
エ　活用上やむを得ず改修を行う場合は，その価値を尊重して，最小限の範囲に限ること。

４　情報提供を行う事業者の要件

次のいずれかの要件を満たす事業者に限定します。

ア　過去５年間に情報提供しようとする事業を行った実績のある事業者
イ　過去５年間に赤れんが建造物の耐震改修工事を実施した実績のある事業者
ウ　過去５年間に上記ア及びイの要件を満たす事業者と共同で事業を行ったことのある事業者

第２　情報提供の方法
１　情報提供意思の表明
情報提供をしようとする事業者は別添の情報提供意思表明書を以下のとおり提出してください。
（１）提出期限
平成２８年８月１６日（火）午後５時まで
（２）提出方法
Ｅメールによること。
メールの件名を「【簡略な事業者名】奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存及び活用に係る情報提供意思表明書の送付」などとし，送付した後に電話による受信確認を行ってください。
（３）提出先
法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係
担当：高田（たかた）
電話：03-3580-4111（内線：2557）
Ｅメール：prison-pfi@moj.go.jp

２　資料の閲覧等
上記１の情報提供意思表明書を提出いただいた事業者については，質問や当省の担当者との協議，必要な資料の閲覧等の機会を設けますので，以下のとおり担当者と日程等の調整を行ってください。
なお，資料の閲覧等を行わなくとも，下記３の情報提供書類を提出することは可能です。
（１）受付期間
平成２８年８月１５日（月）から同月３１日（金）まで
（２）担当者
法務省矯正局総務課
担当：吉野，山下
電話：03-3580-4111（内線：2545,2583）

３　情報提供書類の提出
（１）提出期限
平成２８年９月２日（金）まで
（２）提出方法
情報提供書類は，書面及び作成に係る電子データを保存した電磁的記録媒体（Ｃ

ＤーＲ又はＤＶＤーＲ）を持参又は郵送してください。

（３）提出先

〒100－8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館A棟14階

法務省矯正局総務課

担当：吉野，山下

電話：03-3580-4111（内線：2545,2583）

（４）その他

提出先資料を作成した担当部門及び作成責任者を明示し，当省から連絡が取れるよう，当該作成責任者の連絡先（氏名，電話番号及びＥメールアドレス）を記載してください。

第３　注意事項

１　本ＲＦＩに対して，どのような資料提供を受けても，それをもって将来の調達を約束するものではありません。また，資料提供等の内容や資料提供等の実施の有無が，将来の調達において有利又は不利となることはありません。

２　本ＲＦＩの実施に要する費用は，全て情報提供する事業者の負担となります。

３　本ＲＦＩにおいて情報提供した事業者名や提供を受けた書面等については，公表しません。ただし，提供を受けた書面等の内容については，将来の調達の条件に反映する場合があります。

４　本ＲＦＩにおいて提供を受けた書面等については，当省内での検討を使用した後は，速やかに情報提供した事業者に返却します。

５　情報提供した事業者に対し，後日，当省から質問や追加の資料提供を依頼する場合がありますので，御協力をお願いいたします。

第４　参考資料

１　事業スキームの概要

２　奈良少年刑務所の建造物の概要

３　奈良少年刑務所の写真